

新しい民生委員・児童委員の皆さんです

■民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員、主任児童委員は地域住民の相談・支援のボランティアとして、福祉サービスや援助を必要とする方と関係する機関とのつなぎ役を担います。

■委員の身分と任期について

非常勤特別職の公務員です。民生委員法第15条において、住民一人ひとりの人格を尊重し、秘密を保持する守秘義務が課せられています。任期は3年（令和4年12月1日～令和7年11月30日）です。

■問い合わせ

松本市役所 健康福祉部 福祉政策課 計画担当

☎ 34-3227 fax 34-3204

Mail fukusi-k@city.matsumoto.lg.jp

神林地区

氏名	担当
野口 美也子	川東
横山 恵美子	川西
中川 崇賢	寺家
上原 良友	南荒井（南）
丸山 寛子	南荒井（北）
和出 甲余子	町神
赤羽 陽子	下神
小松 康代	梶海渡
木次 由美子	主任児童委員